

公募型プロポーザル説明書

1 提供サービスの概要

(1) 目的

広島県土木建築局では、建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）していくことで、新たなサービス・付加価値の創出、県民の安全・安心や利便性の向上、建設分野の生産性向上を目指しており、これを実現するための具体的な取組案を「広島デジフラ構想」としてとりまとめ、推進している。

この「広島デジフラ構想」では、公共事業の調達事務の電子化を取組の一つとして掲げており、本県では、入札、契約、監督、納品の一連の事務のうち、契約事務を電子化できていないことから、本件において、一連の調達事務手続きがオンラインで完結できるよう、「広島県電子契約システム提供サービス」を導入するものである。

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 提供期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 事業予算額

540,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等（様式1-1～4）提出期限

令和6年7月1日（月） 午後5時【必着】

(2) 仕様書等に対する質問書（様式2）提出期限

令和6年7月24日（水） 午後5時【必着】

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年7月29日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県土木建築局建設DX担当

② 提案書提出期限

令和6年8月2日（金） 午後5時【必着】

③ その他

(ア) 提案書の再提出は、上記(4)②の提出期限内に限り認める。

(イ) 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式3）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング実施場所等

① 実施場所

別途指示する場所

※Web会議方式とする可能性がある。詳細は提案書記載の担当者と連絡・調整する。

② 実施日時

令和6年9月2日(月)又は3日(火) (別途、日程及び時間は指定する)

③ 時間

提案者当たりの説明時間は40分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内、質疑応答20分以内

④ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。審査会場への入室は3名までとする。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。
- ・提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーンは広島県で用意するが、パソコンや表示するデータは提案者で用意すること。
- ・提出した提案書の内容に含まれる画面構成、画面遷移、メニュー構成、操作内容の確認等について、実際のシステム画面(デモを含む)により、プレゼンテーションを行うことができる。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次表に掲げる必要な書類を公募型プロポーザル参加資格確認申請書に添付しなければならない。

表 公募型プロポーザル参加資格確認申請における提出書類一覧

様式	内 容	単独事業者	企業グループ
様式1-1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	○	○
様式1-2	企業概要票	○	○
様式1-3	グループ構成書	-	○
様式1-4	委任状	-	○

○：必須

- ② 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(7) 仕様書等について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局建設DX担当に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、次に掲げる期間までに、その旨を記載した書類（任意様式）を提出すること。
一次審査：令和6年8月27日（火） 午後5時
二次審査：令和6年9月11日（水） 午後5時
 - ④ 上記に対する回答は、次に掲げる期間までに行う。
一次審査：令和6年8月30日（金） 午後5時
二次審査：令和6年9月13日（金） 午後5時
- (9) 支払条件
サービス提供開始後、月払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本提供サービス受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合
- (14) 関係資料について
プロポーザルに関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (15) 第三者の権利
提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル説明書関係様式
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等（様式 1-1～4）
 - イ 仕様書等に対する質問書（様式 2）
 - ウ 取り下げ願い書（様式 3）
- (3) 電子データの保存等に関する申出書（様式 4）

【問い合わせ先】

広島県土木建築局建設DX担当 廣重・渡邊
電話 082-513-3862（ダイヤルイン）